

# 勤労市民ニュース

平成 29 年 3 月 27 日 No.103  
編集発行 鎌倉市産業振興課勤労者福祉担当  
〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10  
電 話 0467-23-3000 内線 2402  
eメール [rousei@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:rousei@city.kamakura.kanagawa.jp)  
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

## 育児・介護休業法が改正されました

!!!! 効力発生日 平成 29 年 1 月 1 日 !!!!

介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう改正されました

### 改正育児・介護休業法及び改正男女雇用均等法とは、

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家族が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備するためのものです。

### 仕事と介護の両立支援制度の見直し

#### 改正のポイント

#### 介護休業の分割取得

対象家族 1 人につき通算 93 日まで、3 回を上限として、介護休業を分割して取得可能に

#### 介護休暇の取得単位の柔軟化

半日(所定労働時間の 1/2)単位での取得が可能に

#### 介護のための所定労働時間の短縮措置等

介護のための所定労働時間の短縮措置を介護休業とは別に、利用開始から 3 年の間で 2 回以上の利用が可能に

#### 介護のための所定外労働の制限(残業の免除)

対象家族 1 人につき、介護終了まで残業の免除が受けられる制度の新設

### 仕事と育児の両立支援制度の見直し

#### 改正のポイント

#### 有期契約労働者の

#### 育児休業の取得要件の緩和

育休取得可能の要件のひとつが、「子が 1 歳になった後も雇用継続の見込みがあること」から「1 歳 6 か月になるまでの間に雇用契約がなくなることを明らかなでないこと」に緩和

#### 子の看護休暇の取得単位の柔軟化

半日(所定労働時間の 1/2)単位での取得が可能に

#### 育児休業等の対象となる子の範囲

特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象

#### 改正のポイント

### マタハラ・パタハラなどの防止措置の新設

事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取り扱いの禁止に加えて、上司・同僚からの、嫌がらせ等(マタハラ・パタハラ)を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け

【問合せ先】神奈川県雇用環境・均等部 TEL 045-211-7380



ワークライフバランス（仕事と生活の調和）のために、

# 年次有給休暇を計画的に活用しましょう

## ★★年次有給休暇は、法律で定められた労働者に与えられた権利★★

労働基準法において、労働者は、

- ① 半年間継続して雇われている
- ② 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば10日間の年次有給休暇を取得することができます。

しかしながら、平成26年の年次有給休暇取得率は、

47.6%と5割をしたまわっており、全体の約2/3の労働者が年次有給休暇の取得にためらいを感じています。理由として、74.2%の労働者が「みんなに迷惑がかかると感じるから」と答えています。

## ワークライフバランス実現社会とは

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

## ★★年次有給休暇の取得促進は、社員にも会社にもメリット★★

- ・仕事の生産性の向上
- ・企業イメージの向上
- ・優秀な人材の確保

計画的な年次有給休暇の取得により…

年次有給休暇をしっかりと取得できないと…

- ・労働者のストレス増加
- ・職場の雰囲気悪化
- ・残業等のコスト増加

## ★★働き方・休み方を変える第一歩として「プラスワン休暇」を実施しましょう★★

### 年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇の取得日を割り振ることができる制度です。

### 休日の橋渡しを利用して連休を設定

暦の関係で休日が飛び石になっている場合に、休日の橋渡しとして計画的付与制度を活用し、連休とすることができます。

### GWに導入すると

2017年4月～5月

日	月	火	水	木	金	土
	24	25	26	27	28	29
30	①	②	③	④	⑤	6
7	8	9	10	11	12	13

□祝日 / ○年次休暇の計画的付与

＝のような日に年次有給休暇をさらに組み合わせることで大型連休にすることも可能です。

### 年次有給休暇取得に向けた職場づくり

労使が協力して取り組むことが必要です。

- 1 経営のトップによる社内への休暇取得促進の呼びかけ
- 2 管理者が率先して休暇を取得
- 3 労働組合などによる企業、従業員への働きかけ

詳細：働き方・休み方改善ポータルサイト

<http://work-holiday.mhlw.go.jp>



# 民間企業における障害者雇用の状況

藤沢公共職業安定所管内の民間企業における障害者雇用の状況は、平成 28 年 6 月 1 日現在、以下のとおりです。

藤沢公共職業安定所管内企業の障害者実雇用率[%]	1.85
対象企業数[社]	318
法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数[人]	61,866.5
障害者の数[人]	1,146.5
対象企業における法定雇用率の達成状況	
法定雇用率達成企業の数[社]	166
法定雇用率達成企業の割合[%]	52.2

(注)

- ① [対象企業数]とは、藤沢公共職業安定所管内に本社を有する障害者の雇用義務のある企業（50人以上の規模の企業）の数である。
- ② [法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数]とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者

が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

- ③ [障害者の数]とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

資料出所：神奈川県労働局職業安定部職業対策課

## 平成 30 年から「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正により

	～平成 24 年度	平成 25 年度～平成 29 年度
算定基礎の対象障害者	身体障害者・知的障害者 (現に雇用する精神障害者で手帳保持者)	
法定雇用率	1.8%	2.0%
対象事業所の規模	従業員 56 人以上	従業員 50 人以上

平成 30 年度～  
身体障害者・知的障害者  
精神障害者

平成 30 年度～  
法定雇用率は  
原則 5 年ごとに見直し

法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害者が追加されます。これに伴い、法定雇用率も現在の 2.0%から引き上げられることが見込まれます。現在、法定雇用率を達成していない企業はもちろん、既に達成している企業においても、障害者雇用への一層の取り組みが求められます。

## 障害者を雇用する場合の助成金

障害者雇用に取り組む事業主への支援するため、助成金をはじめとする各種制度があります。(利用要件の問い合わせは下記に)

**特定就職困難者雇用開発助成金**・・・障害者などの就職困難者を雇い入れる場合

**障害者トライアル雇用奨励金**・・・障害者を試行的・段階的に雇い入れる場合

**障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）**・・・障害者を初めて雇い入れる場合

**障害者職場定着支援奨励金**・・・職場支援員を配置して障害者等を雇い入れる場合

**中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金**・・・施設整備をして 10 人以上の障害者を雇い入れる場合

**発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金**・・・発達障害者・難治性疾患患者を雇い入れる場合



問い合わせ先：ハローワーク藤沢 TEL:0466-23-8609

所管区域(鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町)

従業員の福利厚生の実践にご利用ください



## しおかぜ湘南

(湘南勤労者福祉サービスセンター)

しおかぜ湘南は、

「行政」の支援のもと、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市内にある中小企業・個人事業所に

「サービスセンター」を通じて福利厚生制度の導入を促進し、勤労者等の福祉向上とともに地域産業を活性化することを目的としています。

加入するメリットは、

- 1 福利厚生制度の導入は、企業の労働環境を向上し、人材確保や定着に大きく役立ちます。
- 2 しおかぜ湘南は行政の支援により運営されているため、少ない負担でも充実したサービスが受けられます。
- 3 企業の税負担軽減が図れます。
- 4 従業員は、サービス利用により余暇活動の充実が図れます。

### 【問合せ先】

湘南勤労者福祉サービスセンター事務局

TEL : 0466-50-3900

月～金（祝日除く）8:30～17:15

しおかぜ湘南



## 各種相談



鎌倉市では、専門家による労働問題に関する相談を無料で  
行っています。詳しい日時等は、広報かまぐら毎月の1日号に  
掲載しています。電話予約のうえ、お気軽にご利用ください。秘密厳守です。



予約・申込み : 鎌倉市産業振興課勤労者福祉担当  
TEL 0467-61-3853(直通) (予約受付は原則前月20日から)

**メールによる労働相談** 労働問題全般にわたり、社会保険労務士が回答いたします。  
市のホームページ <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/msodan.html> から相談を。  
回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。メールによるご相談は、原則として一回の往復に限ります。回答をご覧になってご不明な点は、面談による労働相談をご利用ください。

**労働相談** 職場での様々な労働問題や年金問題等に社会保険労務士が回答いたします。

**労働法律相談** 勤労者の直面する法律問題に弁護士がアドバイスします。

**メンタルヘルスカウンセリング** 職場や日常生活のストレスで悩んでいるご本人、その同僚や家族の方の相談に、産業カウンセラーが応じます。

**就職支援相談** キャリアコンサルタントによる個別相談です。就職活動に関する事なら何でもご相談ください。お子さまの就職を心配されるご家族のご相談もお受けしています。